

Topics**中国税務最新動向****中国税務最新動向**

中税諮詢集團 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

★交通運輸業と一部現代サービス業の営業税から増価税転換試行地域における課税サービスの範囲等に関する若干の税収政策に関する補充通知（財政部・国家稅務總局 財稅〔2012〕86号、2012年12月4日発布）

財政部及び国家稅務總局は、交通運輸業と一部現代サービス業の営業税から増価税転換試行（以下、転換試行）地域における課税サービスの範囲等に関する補充通知（財稅〔2012〕86号）を発布し、転換試行過程において発生した新たな問題に対して関連税収政策を明確にした。本通知の発布により、2013年における全国の転換試行地域の拡大において、試行実施前に関連税収政策を正確に理解することは大きな意義がある。

一、転換試行地域における課税サービスの範囲は以下の通り

①検定認証サービス

建築設計図審査確認サービス、環境評価サービス、医療事故鑑定サービス

②コンサルティングサービス

代理記帳サービス

③設計サービス

書類コピーサービス

④会議展覧サービス

会議及び展示会の手配サービス

⑤港湾サービス

港湾施設経営者が行う港湾保安サービス

⑥情報システムサービス

ネット上で自分以外の者にネットゲームを提供するネット運営サービス

⑦陸上運輸サービス

タクシー会社がタクシードライバーに提供する管理サービス。ただし、タクシーがタクシードライバーに帰属する場合には納税義務はない。

二、天津市東疆保税港区において、転換試行地域の納税者が提供する国内貨物運輸、倉庫保

管及び貨物積み下ろしサービスは、増価税即時徴収・即時還付政策を適用する。

三、2012年11月1日以降、福建省平潭において、転換試行地域の納税者が離岸アウトソーシング業務に従事し提供した課税サービスは、増価税が免税となる。

四、2013年12月31日までに、放送映画テレビ行政主管部門（中央、省、都市及び県級）によって各職能権限に基づき認定された映画制作、発信及び放映に従事する映画グループ企業、映画製作企業及びその他の映画企業で転換試行地域の納税者は、その映画版権譲渡に係る増価税が免税となる。

五、転換試行地域の納税者が、台湾・香港・アモイを往復する交通運輸サービス又は台湾・香港・アモイで交通運輸サービスを提供する場合は、増価税ゼロ税率が適用される。

六、転換試行地域の納税者が増価税ゼロ税率を適用し、陸上運輸により香港・アモイまでの交通運輸サービスを提供する場合は、《道路運輸經營許可証》を取得しなければならず、さらに《道路運輸証》を有した車両を保有していなければならない。水上運輸により台湾まで交通運輸サービスを提供する場合は、《台湾海峡两岸間水路運輸許可証》を取得しなければならず、《台湾海峡两岸船舶營業許可証》を有した船舶を保有していなければならない。水上運輸により香港・アモイまで交通運輸サービスを提供する場合は、香港・アモイ線の運営業許可を保有した船舶を保有していなければならない。航空運輸により上述の交通運輸サービスを提供する場合は、《公共航空運輸企業經營許可証》を取得しなければならず、さらに經營範囲には「国

際、国内（香港・アモイを含む）航空旅客貨物運輸業務が含まれていなければならない。

七、船舶代理サービスは「貨物運輸代理サービス」に属し、国際船舶代理サービスは「国際貨物運輸代理サービス」に属する。

八、財稅〔2011〕111号《交通運輸業と一部現代サービス業の営業税から増価税転換試行地域の過渡期政策の規定》の第二条第（三）項、第（四）項における増価税の実際税負担とは、納税者が当期に提供を受けた課税サービスの金額及びそれ以外の費用の金額の合計額のうち納税者が当期に実際に納税した増価税額が占める割合を指す。

九、本通知は第三条の規定を除き2012年12月1日より実施される。

★中日租税協定の日本の追加税種適用に関する公告（国家稅務總局 公告2012年第49号、2012年12月4日発布）

中日の税務当局は、協議の結果、日本で新たに導入された復興特別法人税及び復興特別所得税について、日中租税協定の適用対象とすることに同意した。中国國家稅務總局は2012年49号公告を発布し、復興特別法人税及び復興特別所得税の取り扱いを告知した。本公告の主な内容と解説は以下の通り。

一、復興特別法人税及び復興特別所得税を制定する法律の根拠及び目的

復興特別法人税及び復興特別所得税は、《東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法》を法律の根拠とし、目的は東日本大震災の復興財源を確保することにある。

二、復興特別法人税及び復興特別所得税に関する課税方法及び課税期間

復興特別所得税の納税者は、全ての所得税納税者又は源泉徴収義務者であり、課税対象は所

得税又は源泉徴収税の総額、税率は2.1%、課税期間は2013年－2037年とする。復興特別法人税の納税者は全ての法人であり、課税対象は法人税の総額、税率は10%、課税期間は2012年4月1日－2015年3月31日とする。

三、中国居住者が日本で復興特別法人税及び復興特別所得税を納税する場合の控除方法

復興特別法人税及び復興特別所得税の性質と中日租税協定の対象税目条項における日本側の定義における法人税及び所得税との性質は類似しており、双方の税務当局が合意した協議結果に基づき、中日租税協定の対象税目に含まれることとする。従って、中国居住者が日本で納税した復興特別法人税及び復興特別所得税は、法人税及び所得税と同じく中日租税協定に基づき外国税額控除が可能となる。

四、本公告は、2012年12月4日より実施される。

※本記事は、中国政府、国家稅務總局及び地方稅務局が発布した法律、政令及び通達に関するもので、中税諮詢集團（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したもので、概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。